

〔事案 26-92〕 契約無効等請求

・平成 26 年 12 月 16 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

満期時に 1,000 万円受け取れるとの説明を受けて変額保険を契約したが、実際には違ったことを理由に、約束どおりの満期金の支払い、もしくは保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月に、変額保険（終身型）を契約したが、以下の理由により、約束どおりの満期金 1,000 万円を支払う（主張①）か、既払込保険料を返還してほしい（主張②）。

- (1) 募集人から、「60 歳の保険料払込満了時に、1,000 万円が戻ってきます。貯金のつもりでどうですか」と勧誘された。その他にメリット・デメリットの説明は受けなかった。
- (2) 募集時に受けた説明と保険証券に記載された解約返戻金額が異なることは文書偽造である。また、保険証券に記載された解約返戻金額と現時点でのそれとが異なることはおかしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人に対して、「当該保険は終身保険のため満期はなく、また 60 歳が満期ではなく 60 歳で保険料払込が完了する」旨および「満期金ではなく、死亡保障が 1,000 万円である」旨説明している。よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打ち切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 4 点であると判断する。

- (1) 「60 歳払込期間満了時に 1,000 万円が支払われる」との説明にもとづいて契約が成立したことを理由に、満期金 1,000 万円の支払いを求めるもの（主張①）。
- (2) 詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）または錯誤にもとづく無効（民法 95 条）を理由に、既払込保険料の返還を求めるもの。（主張②-1）
- (3) 保険証券の解約返戻金の金額が、説明時の金額と異なることが、文書偽造であるとの主張は、文書偽造とは作成名義を偽ることであるため、本件はあたらない。むしろ、虚偽の内容を記載して偽ったとして、上記同様詐欺の主張と判断する。（主張②-2）
- (4) 保険証券記載の解約返戻金額と実際の受取金額とが異なることはおかしいとの主張は、契約上の債務不履行であるとの主張と理解する。（主張②-3）

2. 主張①について

- (1) 生命保険契約は、いわゆる附合契約であるから、その契約内容は保険約款によって定められ、契約者が約款の規定を具体的に認識していたか否かにはかわりはない。
- (2) 本契約は終身型の変額保険であるため、満期というものはなく、一定期間経過後、一定額を支払うことを約束する内容の保険でもない。したがって、60 歳時に 1,000 万円が支払われるという内容の契約が存在したと認めることはできない。

3. 主張②-2、主張②-3 について

- (1) 申立人が主張している解約返戻金の金額については、保険証券に解約返戻金額表が記載されているが、その下に「特別勘定資産の運用実績を 4.5%とした場合の例を表示しています。実際の解約返戻金額は、特別勘定資産の運用実績または契約内容の変更、保険料率の改定が生じた場合などにより、上記金額から増減することがあります。したがって将来のお支払額をお約束するものではありません。」と明記されている。
- (2) したがって、契約時の返戻金額、証券記載の返戻金額はいずれも見込みであることが示されているため、契約期間中の経済変動により、金額に変更があっても、それをもって詐欺（虚偽の文書の交付）ということにはならない。
- (3) また、上記保険証券の記載は、解約返戻金の金額が確定的なものではないことを示しているので、保険証券記載の解約返戻金額と実際の解約返戻金額が異なるとしても、契約上の債務不履行となるものではない。

4. 主張②-1 について

- (1) 申立人の詐欺または錯誤の主張を判断するためには、契約時の説明状況を示す十分な証拠が必要であるが、申立人と保険会社のいずれからも提出されていない。そのため、申立人と募集人から、当時の事情を聴取することが必要となるが、本契約が締結された時期は約 25 年前であり、十分な事情を聴取するにはあまりにも時間が経過している。
 - (2) 仮に事情聴取を実施するとしても、申立人と募集人に聴取した事情が正しいか否かを検証するためには、相手方当事者による反対尋問が必要だが、当審査会の事情聴取では、相手方当事者による反対尋問の機会が保障されていないため、正確な事実認定ができない。
5. したがって、本件において的確な事実認定を行い、適正に解決するためには、厳格な証拠調手続に則った本人・証人尋問の制度がある裁判所における訴訟手続によることが相当である。